

岐阜県地域資源活用・地域連携サポートセンターが支援する 農林業業者支援対象者の募集について

1 目的

岐阜県では、農林漁業者の付加価値創出や所得の向上、雇用の増加を図るため、6次産業化等に取り組む農林水産業者等の支援を行う地域資源活用・地域連携サポートセンター（以下、「岐阜県サポートセンター」という。）を設置します。

岐阜県サポートセンターでは、農林漁業者が実施する商品開発や、商品の販路開拓、人材育成、デジタル技術の活用等、専門家（以下、「地域プランナー」という。）を派遣し、経営改善にかかる伴走型支援を実施しますので、本事業を活用したい農林漁業者を募集します。

2 募集事業者数

約 20 事業者

※なお、支援対象者の決定については、学識経験者等で構成された委員会にて内容を精査のうえ決定します。

※また、将来において「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画の認定に意欲のある方を募集いたします。

3 主なサポート内容

○経営改善に向けた下記を例とした取組みをサポートします

- ・ 6次産業化商品の商品開発
- ・ 開発商品等の販路開拓
- ・ 人材育成
- ・ 食品衛生管理
- ・ 知財管理 等

4 支援対象者の条件・応募方法等

支援対象者の条件	以下の①～④をすべて満たす県内事業者
	①地域プランナーによる支援実施後 3～5 年間の経営改善（経常利益＋人件費＋減価償却費）の増加目標を自ら掲げる者
	②地域プランナー支援実施年度の翌年度から支援対象者が定めた目標年度までの間、毎年、経営状況調査に協力することについて、あらかじめ同意が得られる者
	③以下の A～C いずれかに該当する者 A 「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画認定事業者 B 「農業経営基盤強化促進法」に基づく認定農業者もしくは認定新規就農者 C 直近決算において、一定の所得（※1）を計上している個人事業主・法人 （※1）原則、以下の水準を満たすものとする。なお、天災等の影響で直近決算にて条件を満たさない場合、2 期前の決算で判定する。 ◇ 個人事業主の場合：（収入金額－経費）≧150 万円 ◇ 法人の場合：（税引前当期純利益＋法人の役員報酬）≧150 万円
	【過去に支援を受けた事業者について】 ・令和 5 年度以前に支援対象者として支援を受けた事業者は、今年度、異なる支援内容に限り、応募対象とします。 ※農林水産省の実施要領により、「支援対象者の支援期間は、同一事業者及び取組に対して原則 2 年まで」と規定されています。
応募方法	支援対象者エントリーシートに必要事項を記入し、直近 2 期の決算書と一緒に下記のメールアドレスまでご送付ください。

可否の 決定	・エントリーシートをもとに、学識経験者等で構成された委員会が内容を精査のうえ公平に審査させていただきます。 ・審査は、書類を提出いただいた翌月に開催される委員会にて行います。 ※すべての方が支援の対象となるわけではございません。あらかじめご了承ください。
応募期限	2025 年 9 月 30 日（火）必着
書類提出先 および お問合せ先	岐阜県地域資源活用・地域連携サポートセンター （㈱OKB 総研）担当：山川、澁谷 TEL ：0584-74-2620（9 時～17 時、土日祝を除く） Email：y.yamakawa@okb-kri.jp